

令和6年5月8日

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市選挙管理委員会  
委員長 倉兼 清子

一宮市選管規程第3号

一宮市公職選挙管理規程の一部を改正する規程

一宮市公職選挙管理規程(昭和44年一宮市選管規程第2号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第1(第8条関係) 【別記 参照】	別表第1(第8条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

投票区	区域
宮西投票区	九品町3・4丁目、杉戸町3丁目、宮西通7・8丁目、大宮2丁目(4・5街区、6街区の一部に限る。)、大宮3丁目2～11街区、大宮4・5丁目、音羽3丁目14街区の一部、文京1丁目(1～3街区、4・5街区の一部に限る。)、文京2丁目(1街区、4街区の一部、5～8街区、9街区の一部に限る。)、真清田2丁目、松降2丁目(1～4街区の一部、5～7街区、8・9街区の一部、10～12街区に限る。)、 <u>一宮字船附</u>
宮西南投票区	大宮1丁目(1街区、2街区の一部、3～10街区に限る。)、大宮2丁目(1～3街区、6街区の一部、7・8街区に限る。)、大宮3丁目(1街区、12・13街区に限る。)、音羽1・2丁目、音羽3丁目(1～13街区、14街区の一部、15街区に限る。)、栄1丁目(1街区の一部、3街区の一部に限る。)、栄2丁目、真清田1丁目(1街区の一部、2街区に限る。)、 <u>字中島北、字西小島、字東小島</u>
略	
貴船投票区	観音町、貴船町3・4丁目、古見町、下沼町1～4丁目、常願通(4・5丁目、6丁目(1～3番地、8～14番地に限る。)、7～9丁目に限る。)、田島町、寺島町1・2丁目、浜町3～6丁目、東両郷町、藤塚町3～5丁目、別明町1～5丁目、松降通7・8丁目、松山町、両郷町1～5丁目、杵杖町3・4丁目、朝日1丁目(10街区の一部、11街区に限る。)、朝日3丁目(2街区、3街区の一部、5～8街区に限る。)、赤見4丁目(13・14街区の一部、16街区に限る。)、大浜1・2丁目、貴船1・2丁目、桜1丁目13～15街区の一部、桜2丁目(1街区の一部、2～4街区、8～11街区に限る。)、桜3丁目(1～3街区、4街区の一部、5～14街区に限る。)、文京1丁目4・5街区の一部、文京2丁目(2・3街区、4街区の一部、9街区の一部に限る。)、松降1丁目10・11街区の一部、松降2丁目(2～4街区の

	一部、8・9街区の一部に限る。)、和光1丁目7・8街区、和光2丁目6～12街区、一宮(字北山、字郷前、字西屋敷、字松林、字南屋敷、字両郷寺に限る。)、字南屋敷
略	
神山南投票区	野口2丁目、末広1～3丁目、新生3・4丁目、昭和1・2丁目、中町1丁目(1～4街区、6～8街区、11・12街区に限る。)、中町2丁目1・2街区の一部、花池1丁目(1～3街区、4街区の一部、7～14街区、19～25街区、26街区の一部に限る。)
神山北投票区	一色町、神戸町、北浦町、西出町、東出町、深坪町、南出町、天王1～4丁目、八幡1～5丁目、一宮字郷北浦
略	
向山東投票区	印田通2～5丁目、古金町1・2丁目、下田一・二丁目(3街区15号を除く。)、城崎通4～7丁目、白旗通1～4丁目、相生一・二丁目、東印田町、北園通5～7丁目、南印田一・二丁目、向山町1～4丁目、泉1丁目(13・14街区の一部、15街区に限る。)、泉2丁目(21・22街区の一部、23街区に限る。)、緑1丁目13街区、緑2丁目(7・8街区の一部、10街区の一部、11～16街区に限る。)、緑3丁目9～11街区、向山南一丁目(1～3街区、4街区の一部、5～7街区に限る。)、向山南二丁目、一宮(字白旗、字長専寺に限る。)
向山西投票区	八町通1・2丁目、本町通8丁目、北園通1～4丁目、殿町1～3丁目、牛野通1～4丁目、柳戸町1・2丁目、松島町、公園通3～6丁目、明治通5丁目、下川田町1～5丁目、中町1丁目(5街区、9・10街区に限る。)、中町2丁目(1・2街区の一部、3～12街区に限る。)、一宮(字牛野北ノ切、字牛野南ノ切、字牛野宮前、字下町西側、字下片端、字東片端、字南柳戸、字山田に限る。)
略	
西成投票区	西大海道(西成東投票区に属する区域を除く。)、丹羽、大赤見1～863番地、大赤見(字東川垂、字西川垂、字栽松寺前、字大山西、字大山、字金底、字八幡北、字若年西、字八幡西、字北広手、字若年東、字栽松浦に限る。)、柚木嵐(字東川垂、字西川垂、字打箱に限る。)、時之島(字八竜、字上垂、字下り途(16～34番地、50～57番地に限る。))、字帯田47～68番地、字妙光字26～27番地に限る。)
略	
西成南投票区	浅野、馬見塚、南小淵、平島1丁目3街区の一部、平安1丁目(3街区、4街区の一部、6街区の一部に限る。)、緑4丁目(8～10街区の一部、11街区、13街区に限る。)、緑5丁目、若竹4丁目(1～4街区、6街区の一部に限る。)、森本四丁目23街区の一部
略	
丹陽東投票区	島崎1・2丁目、平島1丁目(1・2街区、3街区の一部、4～26街区に限る。)、平島2・3丁目、平安1丁目(2街区、4街区の一部、5街区、6街区の一部に限る。)、平安2丁目、三ツ井一丁目(350番地を除く。)、三ツ井二丁目、三ツ井

	三丁目(1～7街区、8街区の一部、9・10街区、11街区の一部に限る。)、三ツ井四丁目(1街区の一部、2～8街区、9街区の一部、10街区、11街区の一部、14～16街区の一部に限る。)、三ツ井五丁目、三ツ井六丁目(1～7街区、8～10街区の一部、11街区、12街区の一部に限る。)、三ツ井七丁目(1～11街区、12街区の一部、13・14街区、15街区の一部、16街区、17街区の一部に限る。)、三ツ井八丁目(1～14街区、15・16街区の一部、17街区に限る。)、伝法寺一丁目(6街区に限る。)、伝法寺二丁目(1街区、2街区の一部に限る。)、丹陽町(外崎、三ツ井、重吉に限る。)
丹陽南投票区	三ツ井三丁目(8街区の一部、11街区の一部、12街区に限る。)、三ツ井四丁目(1街区の一部、9街区の一部、11街区の一部、12・13街区、14～16街区の一部に限る。)、三ツ井六丁目(8～10街区の一部、12街区の一部に限る。)、三ツ井七丁目(12街区の一部、15街区の一部、17街区の一部に限る。)、三ツ井八丁目(15・16街区の一部に限る。)、伝法寺一丁目(6街区を除く。)、伝法寺二丁目(2街区の一部、3街区～21街区に限る。)、伝法寺三丁目～十二丁目、丹陽町(五日市場、九日市場に限る。)
丹陽西投票区	多加木一丁目、多加木二丁目(1～14街区、15街区の一部、16街区、17街区の一部、18～22街区、23街区の一部に限る。)、多加木三～五丁目、丹陽町多加木
略	
大和投票区	花池1丁目(4街区の一部、5・6街区、15～18街区、26街区の一部に限る。)、花池2丁目、花池3丁目(1～30街区、31街区の一部に限る。)、花池4丁目(1～6街区、7街区の一部、10～22街区、23・24街区の一部、25・26街区に限る。)、宮地1・2丁目、観音寺1丁目(1街区の一部、11街区の一部に限る。)、大和町(宮地花池(字高見、字出町裏、字中道を除く。)、戸塚(字町長、字寺田、字宮崎西、字宮崎東、字毛受田、字連田を除く。))に限る。)
大和東投票区	妙興寺1・2丁目、花池3丁目31街区の一部、花池4丁目(7街区の一部、8・9街区、23・24街区の一部に限る。)、多加木二丁目(15街区の一部、17街区の一部、23街区の一部に限る。)、大和町(氏永、妙興寺、宮地花池(字高見、字出町裏、字中道に限る。))に限る。)
略	
今伊勢南投票区	今伊勢町(本神戸(字塚浦を除く。))、宮後字午新田下筏、新神戸(字九反野、字新開に限る。))に限る。)
略	
千秋南投票区	三ツ井一丁目(350番地に限る。)、千秋町(小山、町屋、浅野羽根、塩尻に限る。)
略	
起北投票区	起(起京町、起宮町、起中町、起上町、起旭町、起琴平町1、起琴平町2、起畑中町西1、起畑中町西2、起畑中町東、起ビレッジハウス一宮タワー、起栄町1及び起栄町2の町内会の区域)

	に限る。)、小信中島(起ビレッジハウス一宮タワーの町内会の区域に限る。)
略	
中島投票区	小信中島(起北投票区、小信投票区、二ツ屋投票区及び三条西投票区に属する区域を除く。)、東五城(中島南、我曾南及び我曾東の町内会の区域に限る。)
略	
南黒田投票区	木曾川町(丸町、大畑、黒田中町、黒田新町、中元西屋敷、松枝及び木曾川北町の町内会の区域に限る。)
略	

### 改正案

投票区	区域
宮西投票区	九品町3・4丁目、杉戸町3丁目、宮西通7・8丁目、大宮2丁目(4・5街区、6街区の一部に限る。)、大宮3丁目2～11街区、大宮4・5丁目、音羽3丁目14街区の一部、文京1丁目(1～3街区、4・5街区の一部に限る。)、文京2丁目(1街区、4街区の一部、5～8街区、9街区の一部に限る。)、真清田2丁目、松降2丁目(1～4街区の一部、5～7街区、8・9街区の一部、10～12街区に限る。)
宮西南投票区	大宮1丁目(1街区、2街区の一部、3～10街区に限る。)、大宮2丁目(1～3街区、6街区の一部、7・8街区に限る。)、大宮3丁目(1街区、12・13街区に限る。)、音羽1・2丁目、音羽3丁目(1～13街区、14街区の一部、15街区に限る。)、栄1丁目(1街区の一部、3街区の一部に限る。)、栄2丁目、真清田1丁目(1街区の一部、2街区に限る。)
略	
貴船投票区	観音町、貴船町3・4丁目、古見町、下沼町1～4丁目、常願通(4・5丁目、6丁目(1～3番地、8～14番地に限る。)、7～9丁目に限る。)、田島町、寺島町1・2丁目、浜町3～6丁目、東両郷町、藤塚町3～5丁目、別明町1～5丁目、松降通7・8丁目、松山町、両郷町1～5丁目、杵杖町3・4丁目、朝日1丁目(10街区の一部、11街区に限る。)、朝日3丁目(2街区、3街区の一部、5～8街区に限る。)、赤見4丁目(13・14街区の一部、16街区に限る。)、大浜1・2丁目、貴船1・2丁目、桜1丁目13～15街区の一部、桜2丁目(1街区の一部、2～4街区、8～11街区に限る。)、桜3丁目(1～3街区、4街区の一部、5～14街区に限る。)、文京1丁目4・5街区の一部、文京2丁目(2・3街区、4街区の一部、9街区の一部に限る。)、松降1丁目10・11街区の一部、松降2丁目(2～4街区の一部、8・9街区の一部に限る。)、和光1丁目7・8街区、和光2丁目6～12街区、一宮(_____字郷前、字西屋敷、字松林、字南屋敷、字両郷寺に限る。)
略	

神山南投票区	野口2丁目、末広1～3丁目、新生3・4丁目、昭和1・2丁目、中町1丁目(1～4街区、6～8街区、11・12街区に限る。) _____、花池1丁目(1～3街区、4街区の一部、7～14街区、19～25街区、26街区の一部に限る。)
神山北投票区	一色町、神戸町、北浦町、西出町、東出町、深坪町、南出町、天王1～4丁目、八幡1～5丁目_____
略	
向山東投票区	印田通2～5丁目、古金町1・2丁目、下田一・二丁目(3街区15号を除く。)、城崎通4～7丁目、白旗通1～4丁目、相生一・二丁目、東印田町、北園通5～7丁目、南印田一・二丁目、向山町1～4丁目、泉1丁目(13・14街区の一部、15街区に限る。)、泉2丁目(21・22街区の一部、23街区に限る。)、緑1丁目13街区、緑2丁目(7・8街区の一部、10街区の一部、11～16街区に限る。)、緑3丁目9～11街区、向山南一丁目(1～3街区、4街区の一部、5～7街区に限る。)、向山南二丁目、一宮字白旗_____
向山西投票区	八町通1・2丁目、本町通8丁目、北園通1～4丁目、殿町1～3丁目、牛野通1～4丁目、柳戸町1・2丁目、松島町、公園通3～6丁目、明治通5丁目、下川田町1～5丁目、中町1丁目(5街区、9・10街区に限る。)、中町2丁目_____、一宮(字牛野北ノ切、字牛野南ノ切、字牛野宮前、字下町西側、字下片端、字東片端、字南柳戸、字山田に限る。)
略	
西成投票区	西大海道(西成東投票区に属する区域を除く。)、丹羽、大赤見1～863番地、大赤見(字東川垂、字西川垂、字栽松寺前、字大山西、字大山、字金底、字八幡北、字若年西、字八幡西、字北広手、字若年東、字栽松浦に限る。)、柚木嵐(字東川垂、字西川垂、字打箱に限る。)、時之島(字八竜、字上垂、字下り途(16～34番地、50～57番地に限る。))、字帯田47～68番地、字妙光寺26～27番地に限る。)
略	
西成南投票区	浅野、馬見塚、南小渕_____、平安1丁目(3街区、4街区の一部、6街区の一部に限る。)、緑4丁目(8～10街区の一部、11街区、13街区に限る。)、緑5丁目、若竹4丁目(1～4街区、6街区の一部に限る。)、森本四丁目23街区の一部
略	
丹陽東投票区	島崎1・2丁目、平島1～3丁目_____、平安1丁目(2街区、4街区の一部、5街区、6街区の一部に限る。)、平安2丁目、三ツ井一・_____二丁目、三ツ井三丁目(1～7街区、8街区の一部、9・10街区、11街区の一部に限る。)、三ツ井四丁目(1街区の一部、2～8街区、9街区の一部、10街区、11街区の一部、14～16街区の一部に限る。)、三ツ井五・六丁目_____、三ツ井七丁目(1～11街区、

	12街区の一部、13・14街区、15街区の一部、16街区、17街区の一部に限る。) )、三ツ井八丁目(1～14街区、15・16街区の一部、17街区に限る。)、伝法寺一丁目(6街区に限る。)、伝法寺二丁目(1街区、2街区の一部に限る。)、丹陽町(外崎、三ツ井、重吉に限る。)
丹陽南投票区	三ツ井三丁目(8街区の一部、11街区の一部、12街区に限る。)、三ツ井四丁目(1街区の一部、9街区の一部、11街区の一部、12・13街区、14～16街区の一部に限る。)、 三ツ井七丁目(12街区の一部、15街区の一部、17街区の一部に限る。)、三ツ井八丁目(15・16街区の一部に限る。)、伝法寺一丁目(6街区を除く。)、伝法寺二丁目(2街区の一部、3街区～21街区に限る。)、伝法寺三丁目～十二丁目、丹陽町(五日市場、九日市場に限る。)
丹陽西投票区	多加木一～五丁目 、丹陽町多加木
略	
大和投票区	花池1丁目(4街区の一部、5・6街区、15～18街区、26街区の一部に限る。)、花池2・3丁目 、花池4丁目(1～6街区、7街区の一部、10～22街区、23・24街区の一部、25・26街区に限る。)、宮地1・2丁目、観音寺1丁目(1街区の一部、11街区の一部に限る。)、大和町(宮地花池(字高見、字出町裏、字中道を除く。)、戸塚(字町長、字寺田、字宮崎西、字宮崎東、字毛受田、字連田を除く。))に限る。)
大和東投票区	妙興寺1・2丁目 、花池4丁目(7街区の一部、8・9街区、23・24街区の一部に限る。) 、大和町(氏永、妙興寺、宮地花池(字高見、字出町裏、字中道に限る。))に限る。)
略	
今伊勢南投票区	今伊勢町(本神戸(字塚浦を除く。)、宮後字午新田下筈、新神戸(字九反野、字新開に限る。))に限る。)
略	
千秋南投票区	千秋町(小山、町屋、浅野羽根、塩尻に限る。)
略	
起北投票区	起(起京町、起宮町、起中町、起上町、起旭町、起琴平町1、起琴平町2、起畑中町西1、起畑中町西2、起畑中町東 、起栄町1及び起栄町2の町内会の区域並びに字与三ヶ巻(44番地1、55番地2、62番地1に限る。))に限る。)
略	
中島投票区	小信中島(小信投票区、二ツ屋投票区及び三条西投票区に属す

	る区域を除く。)、東五城(中島南、我曾南及び我曾東の町内会の区域に限る。)
略	
南黒田投票区	木曾川町(丸町、大畑、黒田中町、黒田新町、鉄砲町)及び木曾川北町の町内会の区域に限る。)
略	

### 付 則

この規程は、公布の日から施行する。